

## 「2013年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」 調査結果の特徴

貿易・投資円滑化ビジネス協議会  
事務局 日本機械輸出組合

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」(代表 給田英哉)は、日本企業がその貿易相手・投資先国である世界各国・地域統合において直面している障壁に関するアンケート調査(2013年1月実施)の結果を取りまとめ、本年6月『2013年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望』を協議会ウェブサイト公表した。

(2013年版速報版の全文は、協議会HP：<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> をご参照。)

2013年版においては、中国、ブラジル、インドネシア、タイ、ベトナム等の有力新興国について問題数が多く指摘されたこと、輸出入規制・関税・通関、雇用、税制、知的財産権の問題がとくに多く指摘されたこと、アジアや中南米等のとくに新興国で関税引上げ、輸入規制、資源輸出規制、国産化要求、海外送金規制等での保護主義が継続しており、先進国では知的財産保護、環境基準・安全認証、テロ対策の問題が継続して多く指摘されている、我が国の広域FTA交渉相手国であるEU、米国、中国、韓国、インドネシア、インド、ペルー、メキシコ、チリ、豪州などの国で問題指摘数が増加していることが特徴である。主要なポイントは、以下の通り。

### 1. 新興国・途上国が問題指摘項目数合計の4分の3強、有力新興国がランクの上位を占める

2013年調査は、世界80の国と5つの地域統合(EU、ASEAN、NAFTA、GCC、メルコスール)について問題指摘がなされている。

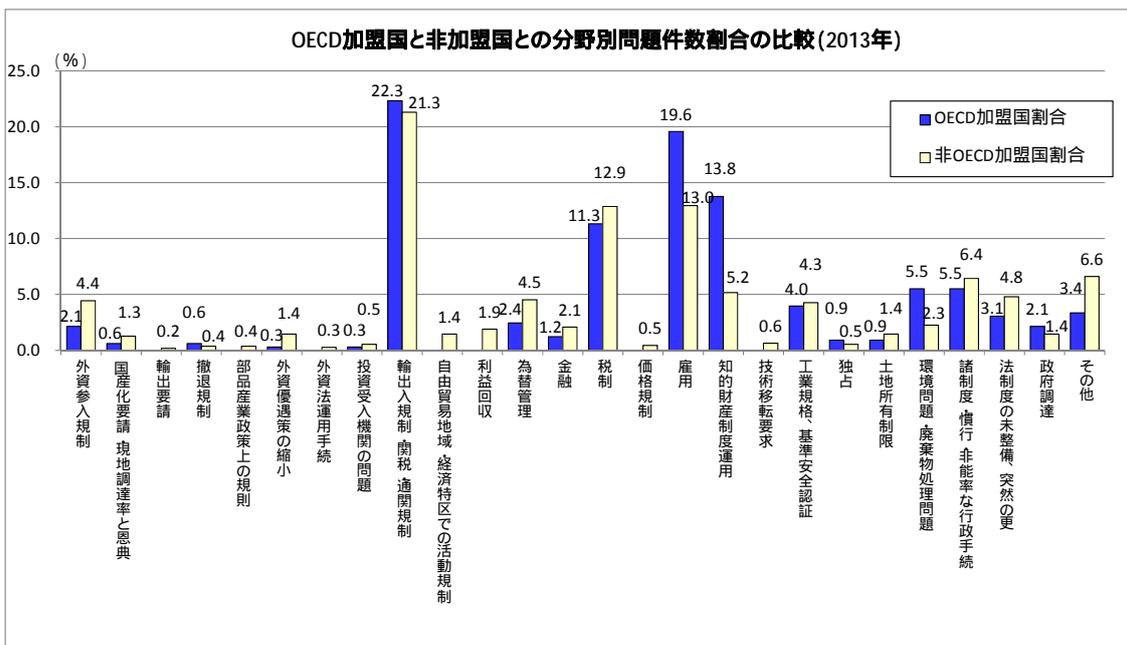
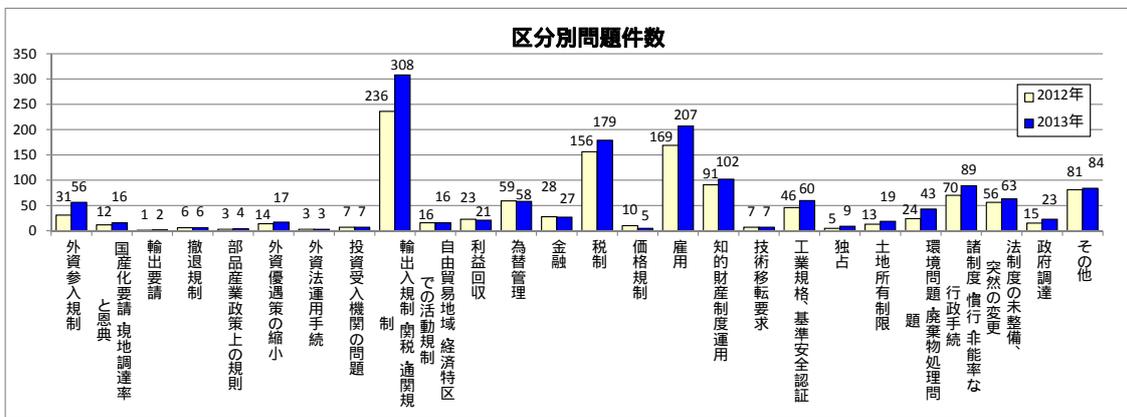
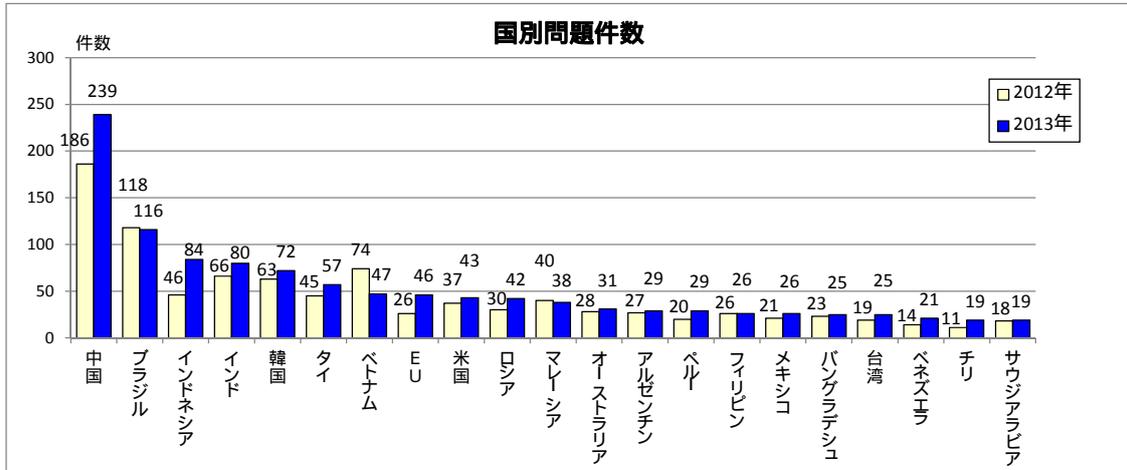
問題項目の総数1,431(前年比21%増)に上り、うち新興国の占める割合が4分の3を上回り8割近くを占め年々増大している。国別では、中国239件、ブラジル116件、インドネシア84件、インド80件、韓国72件、ベトナム47件、タイ57件、EU46件、米国43件、ロシア42件、マレーシア38件、オーストラリア31件、アルゼンチン29件、ペルー29件、フィリピン26件、メキシコ26件、バングラデシュ25件、台湾25件、ベネズエラ21件、サウジアラビア19件、チリ19件の順となっている。

前年に比べ大幅な増加が目立つ国・地域統合は、中国+53件、インドネシア+38件、EU+20件、インド+14件、タイ+12件、ロシア+12件、韓国+9件である。一方、減少が大きい国は、ベトナム-30件となっている。

問題項目の区分別総数では、輸出入規制・関税・通関規制22%、雇用14%、税制13%、知的財産制度・運用7%、諸制度・慣行・非効率な行政手続4%の順となっており、前年に比べて外資参入規制、雇用、輸出入規制・関税・通関規制の割合が増加した。

新興国・途上国は先進国と比べて、外資参入規制、撤退規制、外資優遇策の縮小、自由貿易地域・経済特区での活動規制、利益回収、為替管理、金融、税制、諸制度・慣行・非効率な行政手続、法制度の未整備・突然の変更の問題項目の割合が大きい。一方、先進国は知的財産制度運用、雇用、環境・廃棄物処理問題が途上国と比べて割合が大きい。

2013年速報版 各国・地域の貿易投資上の問題点と要望集計



## 2. 中国の問題数が大幅に増加して引続き最多、内容が多岐多様：外資参入規制、輸出入規制・関税・通関規制の問題、税制問題、雇用問題の他、知的財産権問題、為替管理、法制度の運用手続の不透明など

サービス分野や希土類等鉱物資源開発などへの外資の事業参入規制が存在する。また外資に対して M&A と JV への独禁法および国家安全保障審査の厳格化、投資性会社の生産活動不認可、自動車生産等での外資マジョリティー出資規制、最低資本比率規制、外貨資本金の元転規制、事業撤退手続の不透明・長期化など多くの外資規制が存在。

30%～40%台の高い輸入関税障壁や WTO 提訴がなされているレアアースなど重要資源の輸出税引き上げ・輸出規制、各地税関での関税分類等解釈の不統一、慢性的となっている輸出入通関手続の不透明・煩雑・遅延の問題、日中関係悪化による通関停止・遅延など貿易障壁が多岐にわたる。

事実上のロイヤルティー送金制限が行われている。外貨支払・受取規制が厳格で外貨からの人民元転や人民元での立て替え払い、外貨借入れが規制されている。貿易外取引の対価などの外貨海外送金が規制されており手続が煩雑。

税制面では、サービス PE 課税の強化、移転価格税制の基準の不透明であり APA の不実施、増徴税の高率で還付遅延・不還付の問題がある。税法の制度運用・解釈の恣意性など問題が多く指摘されている。

知的財産権の保護不足・罰則不足・執行不足などによる権利侵害が多発している。模倣品・海賊版の国内で横行し世界へ流出している。

労働者保護色の強い労働法制下での人件費の急上昇と人材確保難と労働争議の多発のトリレンマの労働問題が発生、日中社会保障協定未締結下での社会保険法施行による現地就業外国人の保険料二重払いが生じ得る。

## 3. 中南米ではブラジルが最多、アルゼンチン等で保護主義が継続

### (1) ブラジル：複雑で過重な税制、労働者過保護な労働環境とビザ規制、通関手続きの煩雑・遅延、高輸入関税、ロイヤルティー等の支払・海外送金規制、国産化要請などが指摘

ブラジルの輸入品に掛かる税金は連邦・州を含め甚だ複雑で累計すると非常に高率の税負担、見做し利益課税や OECD ガイドラインと異なる不合理な移転価格税制となっている。税金の不還付も問題。

労働法が全般に労働者有利・過保護、代表者・駐在員の就業に対する居住・資本金・雇用要件、駐在員のビザ規制や発給遅延、外国人の就労ビザの発給遅延・取得難など現地雇用や人の移動で多くの問題点が指摘。

高輸入関税の障壁、マナウス FTZ などの通関手続の煩雑と遅延の問題が多数指摘されている。また通関手続きの不統一、仲介貿易の困難、密輸の問題、さらに伯亜間の貿易摩擦による非自動ライセンス遅延などの問題にも直面。

ロイヤルティー等の支払いへの源泉税等の過重な課税、関係機関の許認可や料率の上限設定等による海外送金規制、技術移転を伴う外資企業にとって利益回収が困難となっている。

また、為替予約やネットティング、国内ドル決済、ドル建て契約の不可。

マナウス税制優遇措置付きでの現地生産や公的資金付きの鉄道案件において厳しいローカルコンテンツ要求がなされている。一方、部品メーカーへの優遇措置不足による現地調達

達成が困難であるという問題がある。また、国内保険会社の使用要請など過度な国産化要請がなされている。

#### **(2) アルゼンチン:WTO 提訴されても輸入許可遅延、輸出入均衡要求、国産品使用要請等の保護貿易主義措置を継続**

日米欧により WTO 提訴がなされた非自動輸入ライセンス発給遅延、輸出入均衡要求、輸入品事前宣誓供述制度が継続されている。

穀物輸出ライセンス取得制限、鉍物輸出税の賦課、輸出許可の下りた品目など輸出規制が実施されている。

煩雑で官僚的な送金手続の下での海外送金の恣意的制限がなされ送金の遅延が生じている。また、輸入業者へのドル支払遅延要請がなされている。

外貨輸出代金、銀行ドル預金の強制ペソ転換、非居住者からの借り入れの強制預託など為替管理が強化されている。

品質が劣り価格の高い国産品の使用義務が課されている。

#### **4. 東南アジア・南アジアではインドネシアが大幅に増加し、タイ、インドも増加、ベトナムが大きく減少**

##### **(1) インドネシア：非関税の問題、ロイヤルティーの否認、法人税・VAT の還付の困難、法制度・手続全般の不透明**

MFN 関税の突然の引き上げや IKD 輸入関税の割高の問題がある。また、EPA での第三国インボイス活用の困難、1 業種 1 品目輸入ライセンス変更による規制強化、通関手続きの煩雑・遅延・不透明の問題、船積み前検査の負担増、ニッケル鉍石等の鉍物輸出規制などの非関税の問題が多く指摘される。

ロイヤルティーを全面否認し税務監査で 3%しか認められない問題、ルピア為替取引に実需原則を厳格適用、ルピアでのクロスボーダーのグループ内資金借入・貸付が不可となっている。

税制面では、税法適用の不透明、税務調査の恣意性、予納税制度の煩雑、VAT 還付の不透明・遅延の問題がある。

法制度や手続全般に施行規則の不備・不整合・不明確、猶予期間のない頻繁な変更、発効後の実際の運用が不透明、担当官への制度変更の周知不足、腐敗などの問題がある。

##### **(2) タイ：税関・通関手続の煩雑、外国人の労働許可規制・人材供給不足・人件費高騰、知的財産制度の不備、サービス業への外資参入規制、大洪水被害・復旧遅延**

輸入許可取得に関する規則の変更・公表が不透明であり、輸入申請窓口の不統一、税関担当者による関税評価・適用の恣意性の問題がある。また、税関吏への報奨金分配制度の弊害として巨額のペナルティーを賦課したり調査期間を引き延して延滞金利の徴収を図るといった問題が生じている。さらに、鉄鋼製品へのアンチダンピング税課税、セーフガード調査、KD セット輸出のための部品毎の原産地証明書取得の煩雑が問題とされている。

短期出張への労働許可取得義務、労働許可取得・更新手続きの煩雑・遅延、簡易届出制度の申請書類全頁署名要件、国外での外国人労働許可申請が不可といった問題がある。また、

外国人の人数に応じた現地人雇用要件があるが、人材供給が慢性的に不足しており、最低賃金の大幅引き上げによる人件費高騰の問題が生じている。

技術移転・研究開発の環境整備が必要とされているが、知的財産の取締り不足、罰則の不十分、自発的な特許分割出願不可、特許出願公開制度の不明確、世界公知公用を未規定など知的財産制度の未整備の問題。

外国企業に対する事業参入制限、ライセンス取得義務、土地所有制限あり。とくに小売業、卸売業、建設業などのサービス業への外資出資比率規制があり外資に対する事業参入を規制している。また、BOI 外資優遇策の縮小も問題となっている。

大洪水による直接・間接の甚大な被害、治水対策の不足、復旧対策の遅れ、自然大災害保険料の高騰。

### **(3) インド：輸入関税の算定の複雑、輸入通関・州際取引通関手続きが煩雑、為替取引規制、税制が複雑で手続きが煩雑、ビザ取得・更新手続きが煩雑、インフラ未整備**

複雑な輸入関税の計算方法、州際取引での州により異なる通関手続の煩雑・遅延の問題、輸入通関時点での最高小売価格ラベル添付義務、鉄鉱石への輸出税の賦課、厳格な FTA 原産地規則の煩雑など多くの問題点が指摘。

為替取引で実需原則の徹底が求められ、外貨建借り入れ使途規制、ルピー建決済の困難、グループ会社間での金利制限、為替取引不認可。対外送金規制が厳格で中銀の送金許可手続が非常に煩雑。経費関連での送金可能項目が限定されており、前払い送金にボンド差し入れが要件。

税制が州によって異なり種類が多く相殺・還付も含め制度がはなはだ複雑で税務手続が煩雑・不透明、高率の間接税、移転価格税制の不透明・恣意的適用、商社活動への差別的課税が問題。

ビザの有効期間が短く、取得・更新手続きが煩瑣・不透明で発給遅延が生じている。また全般的に労働法制度が労働者保護が強く、州ごとに異なる労働基準が設定。

道路網、港湾、貨物鉄道等の物流インフラの未整備、電力供給の慢性的不足などのインフラ未整備が外資進出の深刻なボトルネックとして指摘。

## **5. ロシア・東欧・その他では WTO に加盟したロシアが突出しており問題数が増加**

### **(1) ロシア：高輸入関税、関税引上げ、輸入通関手続の煩雑、ビザ取得手続の煩雑・困難、私的複製補償金制度、製品安全規制の不透明・認証取得の困難、法令・インフラ未整備が問題**

高輸入関税、輸入枠の設定、輸入通関手続の煩雑・制度運用の不全、WTO 加盟後の関税引上げやリサイクル税など新税制の導入、関税分類の不備、輸出税の導入などが問題。

ビザの有効期間が短く取得に長期間を要する。駐在員事務所のビザ取得の困難が問題点として指摘。

私的複製補償金制度の不透明な運用、実用新案特許の審査制度の不備が問題として指摘。製品安全規制の不透明・認証取得に長期間を要する。製品安全規制の細則の公表遅れ、カザフスタン・ベラルーシとの関税同盟によるロシア語記載の義務化など負担増の問題。法令の未整備・解釈の不明、鉄道・港湾等の物流インフラの未整備・能力不足が問題。

**6. 先進国の問題として、韓国、EU、米国、豪州の問題が多数指摘、テロ対策での規制への対応やビジネスパーソンの移動や知的財産権や基準認証などでの障壁の改善の必要とともに、広域 FTA の交渉相手国としても重要**

**(1) 米国：テロ対策としての厳格な貨物輸入管理の順守要請、ビザの取得・更新の困難の問題、国産品優先のバイアメリカン法、アンチダンピング規則の濫用**

テロ対策として強化されている貨物の輸入管理の厳格・煩雑およびヒトの入国審査、ビザ取得・更新手続き規制強化のビザ更新手続の煩雑・遅延の問題が深刻である。

アンチダンピング措置の濫用がなされており、WTO と不整合なサンセットクローズによる AD 措置が長期継続している。

政府調達におけるバイアメリカン法による国産品優先・外国製品差別、WTO の GPA 非加盟国排除などが問題として指摘。

環境規制の不明確、規制の各国間・州間の不統一の問題がある。

**(2) EU：私的複製補償金制度の域内不統一等の知的財産権問題、韓国との関税格差、煩雑な環境規制の頻繁な変更、EU 加盟各国との煩雑なビザ申請・就労許可取得手続の煩雑・困難、社会保障協定の締結の必要**

自動車、TV 等の高関税、EU 韓国 FTA 締結による関税格差の是正の必要、関税分類の恣意的適用、税関監査の加盟国間差異、関税率・関税分類の突然の変更の問題

REACH 規制や CLP 規制、RoHS 指令、WEEE 指令等 EU 独自の環境関連規制の頻繁に変更・修正の不透明・煩雑。

私的複製補償金制度の域内不統一の問題、特許権利化の高コストと審査等手続遅延、特許訴訟の煩雑、欧州統一特許制度の利便性の向上が必要等の知財産権問題。

EU 加盟各国におけるビザ申請・就労許可取得手続の煩瑣・遅延、社会保障協定の未締結の問題。

**(3) 韓国：輸入制限措置、労働者過保護、知的財産権制度・執行の不十分**

日本と競合する工業製品への高輸入関税障壁、韓 EU・FTA による関税格差、恣意的関税分類適用、鉄鋼製品等への長期にわたるアンチダンピング税賦課、繊維・衣料品へのセーフガード措置、厳しい食品輸入規制などの問題が挙げられている。

労働者過保護の労使慣行・制度、外国人雇用制限、駐在員ビザ発給基準の不明確、法定退職制度の不合理、国家有功者雇用義務、非正規職の使用期間制限、就業規則の不利益変更時の労働組合等の同意義務などの労働問題が多く指摘されている。

特許権の間接侵害規定における主観要件の不在、コンピュータプログラム自体の特許法保護対象外、特許査定後の分割出願の困難、韓国語以外での特許出願の不可など知的財産権保護の法制度の未整備、模倣品の取り締まりの不十分、水際措置の適用権利範囲の限定、日本コンテンツの開放不十分など知的財産権保護制度・執行について全体の 3 分の 1 の 25 項目に上る問題点が指摘されている。

医療機器や医薬品の登録制度の煩雑、薬価管理制度に関する問題が多く指摘されている。

以上

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」(代表 給田英哉)は、130の広範な貿易関連団体により構成され、1997年から日本企業が海外事業活動において直面する国際貿易及び外国直接投資等での諸問題の検討を行い意見を取り纏め、日本及び外国の政府等に改善を要望してきた。現在調査対象として全世界各国及び5つの経済統合(NAFTA、EU、ASEAN、GCC、メルコスール)をカバーしている。